

## 訪問型サービス

### ■訪問型サービスA(指定) (サービスコード:A3)

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 訪問介護サービスに定められている生活援助</li> <li>○ サービス提供の時間 ⇒ 45分以上</li> <li>○ 自立支援を基本とし、利用者の能力を奪わないこと、できることはしてもらう</li> </ul>
対象者	○ 要支援認定者及び事業対象者
サービス提供の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行相当サービス対象者以外で、介護保険事業所によるサービスが必要なケース</li> </ul> <p>※状態等踏まえながら、住民主体によるサービスの利用を促進</p>
事業の実施方法	○ 事業者指定(すべての事業所において改めて申請が必要)
人員基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者※ 専従1以上</li> <li>・従事者 必要数</li> <li>【資格要件:介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者】</li> <li>・訪問事業責任者 従事者のうち必要数</li> <li>【資格要件:従事者に同じ】</li> </ul> <p>※ 支障がない場合、同一敷地内の他の事業所等の職務に従事可能</p>
設備基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の運営に必要な広さを有する専用の区画</li> <li>・必要な設備・備品</li> </ul>
運営基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じ個別サービス計画の作成</li> <li>・秘密保持</li> <li>・運営規定等の説明・同意</li> <li>・事故発生時の対応</li> <li>・訪問介護員等の清潔の保持・健康状態の管理</li> <li>・廃止・休止の届出と便宜の提供 等</li> </ul>
サービス提供者	○ 指定訪問介護事業所の従事者
ケアマネジメント	○ 原則的なケアマネジメントのプロセスにて実施 (ケアマネジメントA)
個別サービス計画	○ 必要に応じて作成
計画期間	○ 介護予防訪問介護に準じる
単価	<p>週1回程度 1月につき941単位</p> <p>週2回程度 1月につき1,879単位</p> <p>※加算減算なし</p>
利用料	○ 1割～3割
給付管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象</li> <li>・要支援者 ⇒ 介護度による予防給付の支給限度額</li> <li>・事業対象者 ⇒ 予防給付の要支援1の限度額</li> </ul> <p style="text-align: right;">週2回まで</p>
事業者への支払	○ 国保連経由での審査・支払